⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営規模等評価又は経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

別記　郵送による提出先

⑴　内閣本府

受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係
所在地　〒100―8914　東京都千代田区永田町１―６―１
電話　03―5253―2111（代表）

⑵　宮内庁

受付窓口　宮内庁管理部管理課経理係
所在地　〒100―8111　東京都千代田区千代田１―１
電話　03―3213―1111（代表）

⑶　宮内庁京都事務所

受付窓口　宮内庁京都事務所庶務課会計係
所在地　〒602―8611　京都府京都市上京区京都御苑３
電話　075―211―1211（代表）

⑷　警察庁

受付窓口　警察庁長官官房会計課営繕係
所在地　〒100―8974　東京都千代田区霞が関２―１―２中央合同庁舎第２号館
電話　03―3581―0141（代表）

競争参加者の資格に関する公示

国道26号住吉橋架替工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年10月30日

近畿地方整備局長　黒川純一良

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事名　国道26号住吉橋架替工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　（自）大阪府堺市堺区竜神橋町１丁地先
（至）大阪府堺市堺区大町西３丁地先

３　工事内容　工事延長　Ｌ＝380m　単純プレビーム合成桁橋　Ｌ＝34m（架設桁架設）、プレビーム桁製作・架設１式、鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝5.5m）２基、場所打ち杭（φ1,200㎜　Ｌ＝47.5m）８本、場所打ち杭（φ1,200㎜　Ｌ＝48.0m）12本、旧橋撤去工１式、仮設工１式

４　工期　契約締結日の翌日から平成33年２月28日まで。

５　申請の時期

平成30年10月31日から平成30年11月29日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成30年11月30日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成30年10月30日から平成31年２月15日までの（行政機関の休日を除く）毎日９時15分から17時00分まで。〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において異工種ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　本工事は、特定建設工事共同企業体協定書（乙）を準用するものとする。

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

ⓐ　特定建設工事共同企業体協定書（乙）（下記７⑶の条件を満たすものに限る。）の写し。

ⓑ　下記７⑵　の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年10月30日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　異工種ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年３月30日付け公示」という。）５（建設工事）の丸１から丸６までに該当する者を構成員に含む異工種ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない異工種ＪＶについては、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の異工種ＪＶについては、平成30年３月30日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で異工種ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　異工種ＪＶの構成　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事（基礎工及び旧橋撤去を含む。以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、次の条件を満たす者の組合せとする。

ⓐ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓑ　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓒ　橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。